

## 平成 27 年度第 6 回協議会でのご意見について

## 1 コロン・カフェ☆スペシャルについて

- テーマに使っている「エンパワメント」「トータルウイン」という言葉は難しく、わかりやすい言葉にしたらいいのではないか。
- 市民に広く障害理解を進めるためには、福祉で使っている用語をよく見る機会を作るということも必要ではないか。医療、福祉、行政の共通言語がないので、わかりやすくということも大切だが、その分野の言葉をよく使うことでアピールにもつながるのではないか。
- エンパワメントとトータルウインは条例の目指すもの、条例によって持っていきたいところではないか。話し合った結果、そこに行きつくことになるのではないか。
- 差別をなくすことが原点ではないか。
- パネリストが 5 人では、いろいろな障害種別の方が参加するのは難しく、偏った意見になってしまうのではないか。

## 2 中間素案について

## (1) 市、事業者、市民の責務や役割について

(市の役割について)

- 市の役割として、施策を計画的に実施するだけでなく、指導や監督の役割が必要ではないか。市民に対する情報周知も書いてほしい。事業者のところは、建設的対話ではなく、情報共有の方がふさわしいのではないか。

(市、事業者、市民の記載順について)

- 順番は、市民が一番上ではないか。
- 市の責務が一番最初にあった方が心強い。
- 一般市民の障害理解を進めることを考えての条例づくりであるとする。

(相互理解に関して)

- 「建設的な対話」は国の常とう句だが、違和感がある。こじれたりした場合などこれで済むのか。言い換えた方がいいかもしれない。

## (2) 不当な差別的取扱いの禁止等について

- 選挙と災害対応について、分野として必要ではないか。
- 「他の者とは異なる取扱いをすること」という記載を入れてほしい。
- 他の者との差別の状況を解消するための積極的改善措置は差別的取扱いではない旨の記載を入れてほしい。

- 教育の分野に「就学を免除等すること」を加えてはどうかという意見に関して、子どもの教育を受ける権利を保障するということから、今は猶予・免除されている子どもはいない。保護者から他の子どもと同じスタートラインから始めたいので1年間猶予してほしいという申し出が少しずつ出てきているが、いろいろな配慮を得ながら、就学するよう勧めている。
- 雇用している事業者の取り組むべきこととして、生活相談員の配置など、相談支援の体制をとることを書いてほしい。
- 雇用事業者のガイドラインには書いてある。相談支援が大切だということが伝わるようにしていただければいいのではないかと。

### (3) 合理的配慮の提供について

(過重な負担の判断基準について)

- 「負担が過重でないとき」は誰が判断するのか。過重な負担の判断基準を定義のところに具体的に書いてはどうか。

(事業者には義務を課すことについて)

- 事業者について、「努めなければならない」ではなく、「しなければならない」にするべきではないか。
- 雇用している事業者は合理的配慮の提供が義務になるので、その部分をわかりやすく追記することでどうか。
- 途中から委員を交代したためこれまでの経緯は承知していないが、「過重である場合」は説明責任により、できないことを丁寧に説明すればいいので、事業者に対する合理的配慮の部分の書きぶりとして「しなければならない」でもいいのではないかと。
- 法律以上のものを条例に盛り込んだ場合、法律は守っているのに罰せられる状況になり腑に落ちないのではないかと。事業者も前向きに取り組もうとしているとしており、法を満たしているのに条例違反になることで、モチベーションが下がるのではないかと。
- 事業者には非営利も含まれる。条例には地域特性を生かしていいということであるが、最低条件から始めてきちんと取り組もうということまで話をしてきた。しかし、福祉サービスにおいては努力義務でいいのかと考えているところ。
- 事業者の大部分は従業員数が50人以下の中小企業であり、対応が難しいものもある。理解度も上がっている中、縛り付けるというよりも、いいものを見せて、土台を作って、改善していくという道筋をつくるのが大事ではないかと。
- 差別解消の条例をつくると言ったときに、互いの間に溝を作る条例ではだめだと考えている。「解りあい労わり合う社会」という意見を出したが、お互いが歩み寄らなければ解りあうことはできない。事業者と行政も解りあう相手として信頼しない限り、歩み寄ることはできないのではないかと。

#### (4) 基本的な施策について

- 案の内容でいい。啓発は、市民の障害理解を促すことである。政策形成過程への参画推進についても前面に押し出すことが大事だと考える。
- 上から3つは今でもやっていることでもあると思う。その他のことも今もやっているかもしれないが、コミュニケーション支援はもっと推進してほしいと考えているので記載されたことはよかった。
- 「コミュニケーション支援」という書き方だと、聴覚障害に対する支援だけだと捉えられるかもしれないので、視覚や知的障害のことも含まれるのがわかるように、「情報コミュニケーション支援」や「意思疎通支援」という書き方がいいと思う。
- 啓発のところに、情報発信、周知のことも入れてほしい。

#### (5) 差別に関する相談等について

- 中間素案の書き方だと具体的なイメージがつかない。もっと踏み込んだあり方の構築の仕方はできないのか。紛争解決のための調整機関についても委員の構成なども記載の必要はないか。施行された時に相談を受けられないのでは困る。差別事案が解決され救われないと条例の半分の意味が失われる。
- 差別の相談は、まず入口の敷居を低くして、振り分けていくことになるだろう。均質な対応のためのガイドラインや運用ハンドブック、チェックリストのようなものを作ってあげればいいのではないか。はっきり差別だと分かるものについては解決しやすいのだと思うが、グレーゾーンの対応が難しい。運用するための仕組みを作っていくことが重要。
- 調整機関のところの「あっせん」のところがひっかかる。調整機関は申し立てに対する助言や支援をするべきではないか。
- 公平性の担保のところでも問題ではないか。
- 差別を受けている立場の人は、もともと対等ではないのだから、中立公平な立場での調整というのはどうか。
- 一般の人がわからないところを埋めていくのが調整機関の役割ではないか。相談やあっせんの仕組みをしっかりと作りましょうということを書いてほしい。
- 相談と調整機関はとても重要だから、できたものを動かしていくことが大切。公平じゃないとおかしいけれども、もともと対等ではないというのはそうなので、そこを埋めていくための条例なのではないか。

#### (6) 条例の改正条項について

- 条例の見直しについては、モニタリングをしながら必要性を判断するということがだが、市民協働の条例は15年も見直しされなかった。条文の中に見直し規定を入れてほしい

## (7) その他

- 実際の条例になる時の文案が見たい。
- 条例については、解釈でいろいろ変わる部分もあるので、「あり方」として盛り込むべきことをみんなで確認することが大事である。検討した案は報告書として残るのだから、できた条例と対比してみることもできる。まずは、ここでしっかり確認して進めていくことが重要。あり方の報告書を作ることが大切。